平成２２年（フ）第３２６６号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目４番８号　広養荘101、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目５番11号
破産者　土田　政江
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地25―101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市藤沢２丁目１番１―301号
破産者　松尾　京子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１８号
金沢市四十万町北イ114番地４
破産者　白尾　三弘
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
石川県輪島市門前町馬場ニの108番地、従前の住所福井県越前市庄町第20号３番地の５インターワン101
破産者　岡本　篤史
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第４６７号
山梨県南アルプス市百々615番地１
破産者　鶏冠井祐子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
静岡県浜松市東区丸塚町169、住民票上の住所静岡県磐田市豊岡6154番地４
破産者　大手　和義
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
奈良市西大寺国見町１丁目５　西大寺住宅２号棟403、開始決定時の住所奈良市西大寺南町１番19―506号
破産者　吉岡　紘二
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
愛媛県松山市浄瑠璃町331番地
破産者　村井　恭平
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
愛媛県松山市浄瑠璃町331番地
破産者　村井　留美
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７号
愛媛県松山市久谷町624番地
破産者　相原　竜也
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
愛媛県松山市高砂町２丁目２番地８　常盤ハイツ203号
破産者　向井　文雄
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
熊本県八代市高島町4608―１、住民票上の住所熊本県八代市大手町１丁目４番13号
破産者　宮川　正道
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７２号
大分県日田市大字上野484番地
破産者　梶原　國廣
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第７３号
大分県日田市大字上野484番地
破産者　梶原ひとみ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１１５３号
千葉県市川市北国分３丁目10番９号、開始決定時の住所千葉県市川市曽谷８丁目８番25号
破産者　牧　　茂男
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７７号
千葉市若葉区多部田町760番地28
破産者　和工田智浩
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２４号
千葉市若葉区みつわ台１丁目27番１号　エコガーデンＢ―105号
破産者　吉村　俊介
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
千葉県浦安市東野１丁目４番37号　コーポ舞網Ⅱ202
破産者　武田　信吾
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県市川市幸２丁目12番５号　シーサイドフラット101号
破産者　平良　盛仁
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５号
千葉市稲毛区小中台町677番地　パールハイツＡ205号
破産者　齊藤　仁士
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係